

二審判決なる

事務所HPから

―道義や信義を無視し、天と地に恥ずべきではないのか。

「提訴」は、この一連の行為に沈黙し容認すれば「税理士会」社会全体に禍根を残すと判断しており「天網恢々疎にして漏らさず」を検証するものです。―

四年前の平成20年10月28

(有)西川経営オフィスサービス

中村会計

事務所便り

2012年8月27日(月) NO.266

地域から明るい未来を作ろう

日金沢地裁に前代表取締役片山豊樹を相手に不正競争防止法・会社法・民法による損害賠償請求の提訴を行いました。

平成24年8月8日、名古屋高等裁判所金沢支部第一部で控訴審の判決がありました。

主文

1 甲事件の原告の本控訴に基づき、原判決主文1項を次の通り変更する。

2 乙事件原告は、甲事件原告に対し、876万4868円及びこれに対する平成20年11月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 乙事件原告は、原判決別紙営業秘密目録記載の仕訳日記帳、会社情報リスト、消費税情報、マスター設定変更、会社情報の登録、会社名等、科目名称登録、摘要辞書登録及び科目残高登録が保存されているハードディスク及びDVDをその

営業上の活動に使用または開示してはならない。

4 乙事件原告は、原判決別紙営業秘密目録記載の仕訳日記帳、会社情報リスト、消費税情報、マスター設定変更、会社情報の登録、会社名等、科目名称登録、摘要辞書登録及び科目残高登録が保存されているハードディスク及びDVDを破棄せよ。

5 甲事件原告のその他の請求を棄却する。

6 乙事件原告の本件各控訴をいずれも棄却する。

7 控訴費用は、甲事件原告と乙事件原告との関係では、第1、2審を通じ、これを10分し、その9を甲事件原告の負担とし、その余

を乙事件被告の負担とし、乙事件原告と乙事件被告らとの間では、控訴費用は乙事件原告の負担とする。

以上

二審判決で、勝訴判決がありました。(判決の全文は当事務所HPに掲載)

私たちは、戦後の敗戦でいきなり自由と平等が与えられました。そもそも民主主義の前提は、多数決でなく権力との戦い

のほうです。権力の実態は官僚が書く「権威」と「規範」「モラル」を読む政治家ではない。

戦後のいい成績といい生活、損得勘定優先のモラルは、すでに水面から底が露呈しています。

権力との戦い

「地獄の道は善意で舗装されて存在する意義がありません。民主主義は日々戦う努力の中で育まれて行くのです。」

目的が戦後体制の対米従属で日本は衰退しかない。

生き延びる道は「憲法改正」しか無いでしょう。

「地獄の道は善意で舗装されて

「父権」の喪失、日本人はまだ自ら「規範」を示していない。

本来強きを挫き弱きを助ける風土に、いじめ問題があるはずが無いのです。

他人事ではありません。

正しいと信ずるものは、損得勘定抜きに戦わなければ道は開けないのです。

国民各人が諦めず戦うとき、静かに真の権力者になれるのです。



注 甲事件とは当事務所が片山豊樹を訴えた事件です。乙事件とは片山豊樹が名誉毀損で西川会計法人と会社役員を訴えた事件です。